

戸籍への振り仮名記載について

1. 制度概要

令和 5 年 6 月 2 日戸籍法の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が成立し、令和 7 年 5 月 26 日に施行されます。これまで戸籍においては、氏名の振り仮名は記載事項ではなく、戸籍上振り仮名は公証されたものではありませんでしたが、この法改正により氏名の振り仮名が戸籍の記載事項として追加されることとなります。

2. 戸籍に振り仮名が記載されるまでの流れ

(1) 通知

住民票の振り仮名を基本とした仮の振り仮名が記載された通知書が本籍の市区町村から発送されます。本町は 7 月下旬から 8 月上旬に 11,000 件程度の送付を予定しています。

通知書に記載の仮の振り仮名が正しい場合は届出が不要であり、届出期間終了後に市区町村により通知書の振り仮名が戸籍に記載されます。通知書の振り仮名が誤っている場合や振り仮名が記載された戸籍が先に必要となる方は届出いただくことになります。

(2) 届出期間

令和 7 年 5 月 26 日から 1 年以内

(3) 届出方法

氏の届出は基本的に筆頭者が行うことになり、名の届出はそれぞれの方が届出人となります。届出書（紙）の窓口等での提出のほか、マイナポータル（オンライン）での手続きも可能です。